

## 工事の「最低制限価格」「調査基準価格」「失格判断基準率」等の改正について

令和7年4月1日以降に告示する工事及び工事に係る業務の最低制限価格・調査基準価格・低入札価格調査の失格判断基準率を引き上げますので、お知らせします。

### 工事の最低制限価格・調査基準価格の引上げ

工事の「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算定方法を次のとおり改正します。

改正前	(※1) 土木系工種	直接工事費× <b>97%</b> + 共通仮設費× <b>90%</b> + 現場管理費× <b>90%</b> + 一般管理費等 <b>70%</b>
	土木系工種以外の工種	(直接工事費－直接工事費× <b>0.1</b> )× <b>97%</b> + 共通仮設費× <b>90%</b> + (現場管理費＋直接工事費× <b>0.1</b> )× <b>90%</b> + 一般管理費等× <b>70%</b>
	昇降機設備工事	(直接工事費－直接工事費× <b>0.2</b> )× <b>97%</b> + 共通仮設費× <b>90%</b> + (現場管理費＋直接工事費× <b>0.2</b> )× <b>90%</b> + 一般管理費等× <b>70%</b>
改正後	(※1) 土木系工種	直接工事費× <b>97%</b> + 共通仮設費× <b>90%</b> + 現場管理費× <b>90%</b> + 一般管理費等 <b>75%</b>
	土木系工種以外の工種	(直接工事費－直接工事費× <b>0.1</b> )× <b>97%</b> + 共通仮設費× <b>90%</b> + (現場管理費＋直接工事費× <b>0.1</b> )× <b>90%</b> + 一般管理費等× <b>75%</b>
	昇降機設備工事	(直接工事費－直接工事費× <b>0.2</b> )× <b>97%</b> + 共通仮設費× <b>90%</b> + (現場管理費＋直接工事費× <b>0.2</b> )× <b>90%</b> + 一般管理費等× <b>75%</b>

(※1) 土木系工種とは、土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁工種をいう。ただし、土木系工種以外で札幌市土木工事積算基準等により予定価格を積算している工事を含む。

改正前	最低制限価格率 調査基準価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限（調査基準）価格率が10分の <b>9.2</b> を超える場合にあつては10分の <b>9.2</b> とし、10分の <b>7.5</b> に満たない場合にあつては10分の <b>7.5</b> とする。
改正後	最低制限価格率 調査基準価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限（調査基準）価格率が10分の <b>9.4</b> を超える場合にあつては10分の <b>9.4</b> とし、10分の <b>7.5</b> に満たない場合にあつては10分の <b>7.5</b> とする。

## 工事に係る業務の最低制限価格・調査基準価格の引上げ

工事に係る業務の「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算定方法を次のとおり改正します。

改正前	(※2) 建築設計 設備設計	直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費× <b>60%</b> + 諸経費× <b>70%</b>
	土木設計 橋梁設計	(※3) 直接人件費 + 直接経費 + その他原価× <b>90%</b> + 一般管理費等× <b>50%</b>
	地質調査	直接調査費 + 間接調査費× <b>90%</b> + 解析等調査業務費× <b>80%</b> + 諸経費× <b>50%</b>
	測量	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費× <b>55%</b>
改正後	(※2) 建築設計 設備設計	直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費× <b>60%</b> + 諸経費× <b>72%</b>
	土木設計 橋梁設計	(※3) 直接人件費 + 直接経費 + その他原価× <b>90%</b> + 一般管理費等× <b>52%</b>
	地質調査	直接調査費 + 間接調査費× <b>90%</b> + 解析等調査業務費× <b>80%</b> + 諸経費× <b>52%</b>
	測量	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費× <b>57%</b>

(※2) ※3の費目により予定価格を算出する設備設計等業務及び支障物件調査業務については、※3による。

改正前	最低制限価格率 調査基準価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限（調査基準）価格率が <b>10</b> 分の <b>9.2</b> を超える場合にあっては <b>10</b> 分の <b>9.2</b> とし、 <b>10</b> 分の <b>7.5</b> に満たない場合にあっては <b>10</b> 分の <b>7.5</b> とする。
改正後	最低制限価格率 調査基準価格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限（調査基準）価格率が <b>10</b> 分の <b>9.4</b> を超える場合にあっては <b>10</b> 分の <b>9.4</b> とし、 <b>10</b> 分の <b>7.5</b> に満たない場合にあっては <b>10</b> 分の <b>7.5</b> とする。

## 「失格判断基準率」の引上げ

工事の低入札価格調査における「失格判断基準率」を次のとおり改正します。

一般的な入札における工事

区 分	現 行				改 正 後			
	直接 工事費	共通 仮設費	現場 管理費	一般 管理費等	直接 工事費	共通 仮設費	現場 管理費	一般 管理費等
一 般 工 事	97%	90%	90%	70%	97%	90%	90%	75%
プラント工事	90%	80%	90%	70%	90%	80%	90%	75%
WTO 適用工事	90%	80%	80%	40%	90%	80%	80%	40%

総合評価適用工事

区 分	現 行				改 正 後			
	直接 工事費	共通 仮設費	現場 管理費	一般 管理費等	直接 工事費	共通 仮設費	現場 管理費	一般 管理費等
プラント工事	90%	80%	90%	70%	90%	80%	90%	75%
WTO 適用工事	90%	80%	80%	40%	90%	80%	80%	40%
上記以外の工事	92%	85%	90%	70%	92%	85%	90%	75%

■適用年月日 令和7年4月1日以後に告示する案件より適用

■改正後の要領等

【札幌市工事等最低制限価格運用要領】

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/saiteiseigen-koji.pdf>

【札幌市工事等低入札価格調査要領】

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/teinyusatsu-koji.pdf>

お問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話 011-211-2442